

窓口負担割合の見直しについて

1. 窓口負担割合の見直しに伴う周知広報について

(1) 概要

国の要請に基づき、令和4年度10月1日施行される窓口負担割合見直し（2割負担導入）を広く周知するため、ホームページや新聞折り込みチラシ等による周知広報を実施する。

(2) 周知広報内容

- ①新聞折り込みにより、チラシ（リーフレット）を県内世帯に配布する。
 - ・県内約40万世帯（被保険者以外の世帯も含む）
 - ・内容については、国が作成したひな形を基本的に活用（別紙参照）
 - ・令和4年2月下旬頃実施
- ②広域連合ホームページや市町のホームページ・広報誌に掲載
※問合せ対応のため、国がコールセンターを設置

2. 令和4年度の対応

(1) 被保険者証の交付

国では、2割負担の対象者について、7月（例年の一斉交付月）までに確定させることは、システム改修のスケジュール上困難であるとし、被保険者全員に対し、以下のスケジュールで被保険者証の交付を実施する。

【被保険者証交付スケジュール】

- 1回目交付：7月（有効期間 令和4年8月1日～9月30日）
- 2回目交付：9月（有効期間 令和4年10月1日～令和5年7月31日）

(2) 配慮措置に係る口座登録の事前勧奨

施行日から3年間、外来医療の月々の負担増加額が最大で3,000円に収まるよう超過分を高額療養費の一部として償還することとしており、対象者が多数に及ぶと想定される。

そのため、事前に口座情報を把握しておくため、窓口負担割合の見直し対象者のうち高額療養費の初回申請を行っていない方に対し、口座登録用紙を送付する。

一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります

- 2022年(令和4年)10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。



2022年9月30日まで		2022年10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等※	1割	一定以上所得のある方	2割
		一般所得者等※	1割

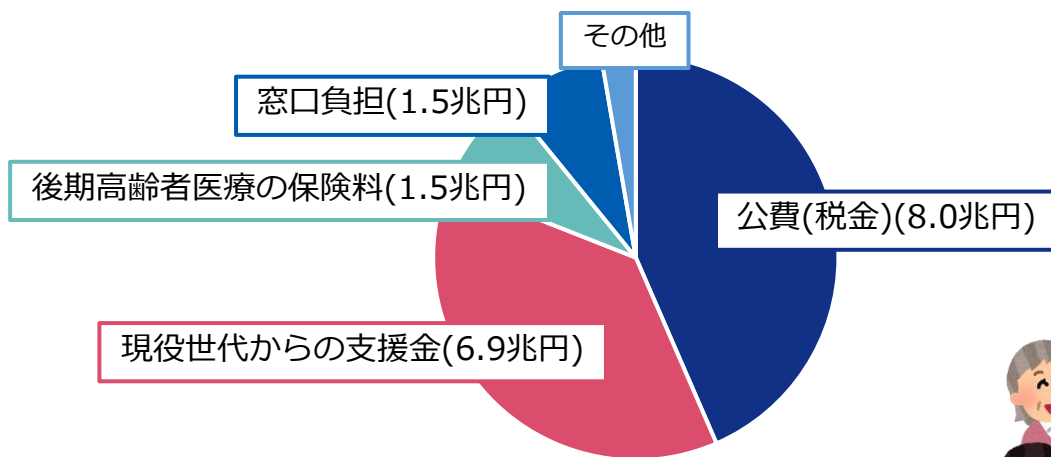
被保険者全体の約20%

※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

見直しの背景

- 2022年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳 (総額約18.4兆円)※令和4年度予算案ベース



約300万人増加

75歳以上人口の増加

1,880
万人

2,180
万人

2021年度

2025年度

現役世代からの支援金の増加

6.8兆円

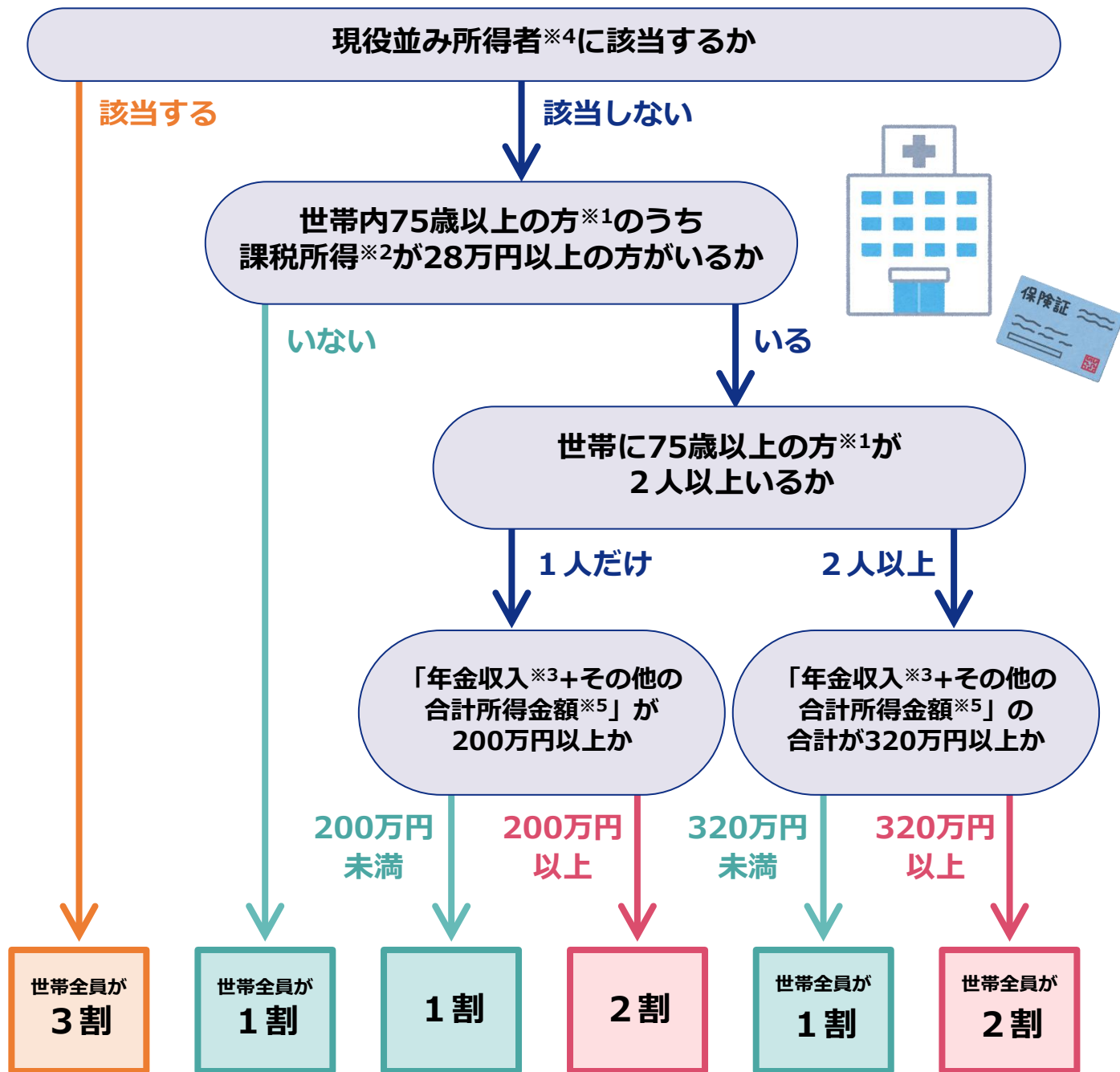
8.1兆円

2021年度

2025年度

窓口負担割合 2 割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が 2 割の対象となるかどうかは、75歳以上の方^{※1}の課税所得^{※2}や年金収入^{※3}をもとに、世帯単位で判定します。
(2021年中の所得をもとに、2022年 8 月頃から判定が可能になり、2022年 9 月頃に被保険者証を送ります)



※1 後期高齢者医療の被保険者とは
75歳以上の方(65~74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)

※2 「課税所得」とは
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が 3 割の方。

※5 「その他の合計所得金額」とは
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- 2022年10月1日の施行後3年間(2025年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。
※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。
そうでない場合では、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻し。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (② - ①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 (③ - ④)	2,000円

配慮措置

1か月 5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

「石川県後期高齢者医療広域連合」またはお住まいの市町の「後期高齢者担当窓口」までお問い合わせください。

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には

2022年9月頃に石川県後期高齢者医療広域連合から申請書を**郵送**します

申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

ご注意ください！

- 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは**絶対にありません**。
- ATMの操作をお願いすることは**絶対にありません**。
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費生活センター(188)にお問い合わせください。

